

ドーピング まめちしき!

Vol.15

嶋元医院 院長 嶋元 徹

ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

アンチドーピングの最近の話題

今回は、国内の違反例の最近の傾向について、ご紹介します。

以前から言われていますように「知識不足」による違反例が目立ちます。ドーピング違反はすべて選手の自己責任となります。「知らなかった」としても、すべて違反になりますので、選手のみならずサポートするすべての人たちへのアンチドーピング教育がさらに必要です。また、意図的な使用、同じ年度内に複数の違反を出す競技も目立っています。ちなみに JADA の資料によれば、2014 年のドーピング違反は 5 件で、うち 4 件は風邪薬や喘息の薬による「うっかりドーピング」と判定される物でした。

また、今年 2 月に全日本柔道連盟の女子選手において、禁止薬を含む市販薬を服用したため、国際大会の出場を直前になって見送ったという報道がありました。これは、乱暴な言い方をすれば、ドーピング規則違反ともとれます。もし大会に出場してドーピング検査があればドーピング規則違反が明白なため欠場させたということは、「検体採取拒否」をしたとも考えられます。これは、「検査されなければいい」、といった安易な考えではないでしょうか。他の競技団体にもこのような考え方があるのかどうかはわかりませんが、まずアンチドーピングに対する基本的な考え方が間違っています。また、連盟のトップが「計量失敗は自己管理不足。今回は知識不足の過失。我々の中では全然重さが違う」*1 との発言もしており、恥ずかしい限りです。

アンチドーピングの基本をもう一度考え、選手・競技団体のモラルの向上が求められています。

(※1 3月6日付 スポーツニッポンより引用)